

5. 河川・下水道

(1) 基本的考え方

①河川

本市を流れる2級河川報得川は、都市に潤いと安らぎを与えることから、治水や利水目的だけの整備ではなく、快適な都市環境や住民の憩いの場の形成を図るため、アメニティに優れた空間形成の整備を促進します。また、新たに準用河川に指定された西崎東川については、内陸部の冠水被害の解消に向けて取り組んでまいります。

②下水道

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質改善、浸水の防除などを主な目的としています。本市においては、市街化区域を中心に整備が行われ生活環境の改善が図られてきましたが、今後、本市全域への計画的な整備と併せて各戸の水洗化と接続普及を促進します。

また、雨水の有効利用や下水道処理水の再利用など中水道システムの導入促進に努めます。

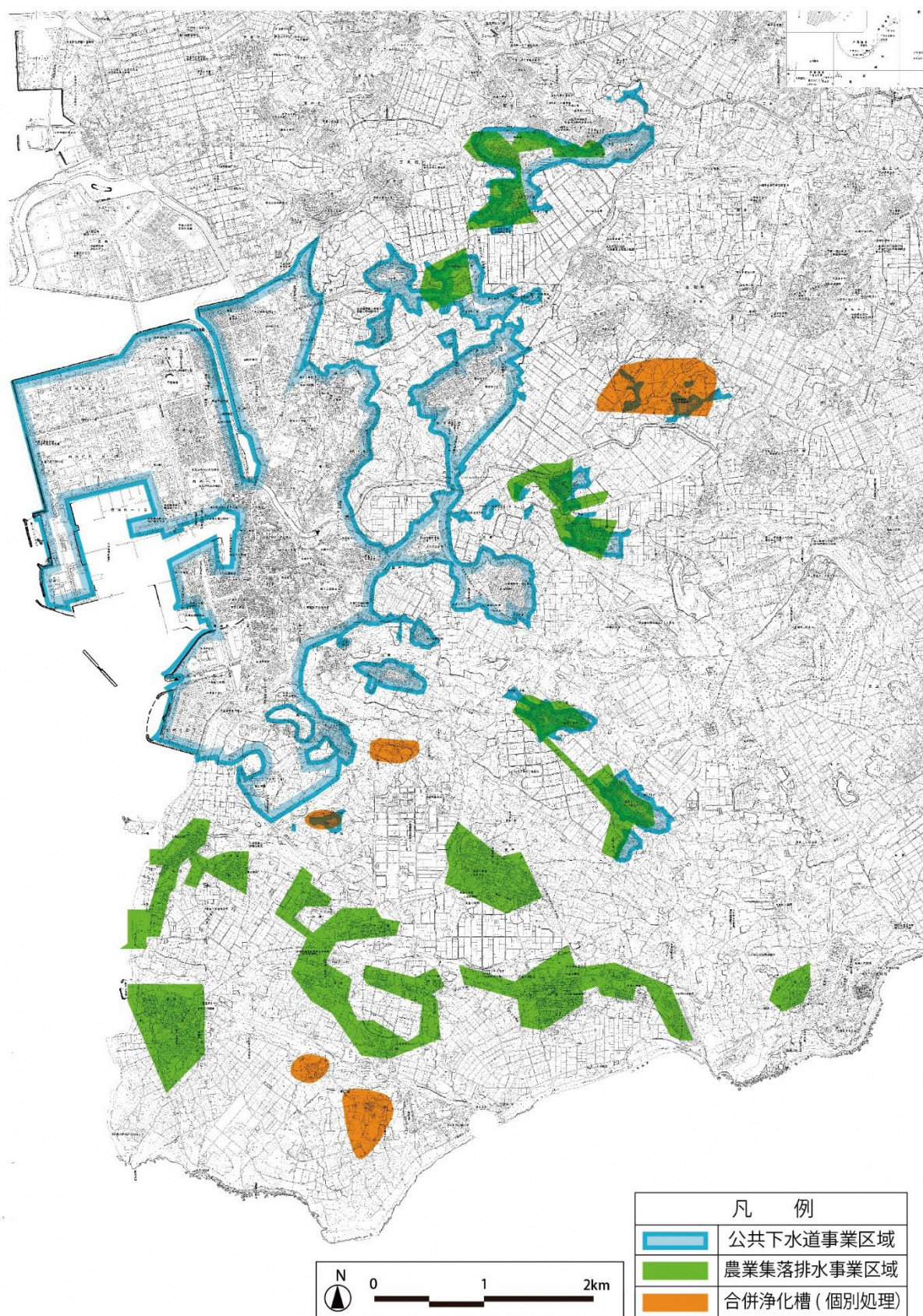
(2) 整備の方針

- 報得川への近自然工法の導入をはかり、多様な河川環境を形成するよう関係機関と協議します。
- 流域内の生活排水、畜舎排水、工場排水など河川への流入を抑制するよう関係者へ啓発し自然の回復に努めます。
- 河川緑地の散歩道の整備を関係機関と協力して促進し、また適切な維持管理により親水機能を高めます。
- 陸域起因の汚濁物質の海への流入を抑制するよう、沈砂池、遊水池等の整備をはじめ、報得川河口の遊水池におけるヘドロの定期的浚渫、赤土等流出防止活動などの水質改善活動を関係機関・団体等と協力し推進します。
- 市街化区域及びその周辺集落については、公共下水道の整備を推進し、整備率の向上を図り、快適な住環境の形成に努めます。
- 真栄里土地区画整理事業の実施に合わせ、公共下水道の整備を推進し、環境保全、冠水等の災害防止に努めます。
- 公共下水道の整備区域以外の農村地域については、経済性などを考慮し、近隣集落を取りまとめ出来る区域は農業集落排水事業の整備の推進、その他の小集落については合併浄化槽の設置を促進し、農村地域の快適な住環境の形成に努めます。
- 下水道処理水に関して、再生水等循環型実証事業による検討を行っていきます。



写真 38. 市街地の中を流れる報得川

□下水道処理の概念図



6. 防災

(1) 基本的考え方

令和5年に改定した糸満市地域防災計画により、避難場所、防災拠点の整備を進めることで、地域強靱化を推進します。防災拠点は、住区基幹公園や都市基幹公園、学校等で、糸満市全域をカバーするよう定めます。防災拠点は広域避難場所、一時避難場所、避難所（小規模災害時、大規模災害時）、津波災害時の避難場所（緊急避難ビル・場所、収容避難所）と区分して定め、その間をつなぐ避難路も位置づけます。その際に、市街地が低地にあることから地震、津波の災害を考慮し、高台に位置する広域避難場所を最終避難場所とします。

さらに、土砂災害の恐れのある区域については、危険を周知し、警戒避難体制を構築するなど、ソフト対策の整備を推進します。

また、密集市街地においては、地域特性に応じた適切な事業手法の導入を行い、共同建替え等の修復型の整備により、狭小道路の解消や公園等の確保を行うことで、緊急車輛の通行や、延焼拡大防止等に努め、地域に合った防災対策づくりの実現を目指します。

(2) 整備の方針

- 糸満市地域防災計画の避難場所・避難所の設置基準に基づき、広域避難場所、一時避難場所、避難所（小規模災害時、大規模災害時）、津波災害時の避難場所（緊急避難ビル・場所、収容避難所）の指定・整備を進めていきます。
- 一時避難場所となる住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を計画的に配置、整備します。
- 糸満市地域防災計画の避難場所・避難所の設置基準に基づき、避難路の指定・整備を進め、特に各集落の要支援者の避難路を確保します。
- 在宅で介護を必要とする住民等の要配慮者に対し、改修支援や防災対策への啓発活動等、安全確保のための支援を推進します。
- 南部病院跡地の再整備において、福祉避難所の整備等、官と民が一体となった防災拠点の形成を図ります。
- 武富の急傾斜区域については土砂災害防止のための整備を進めるとともに、兼城の地滑り指定区域等、状況を注視しながら、引き続き土砂災害防止に努めていきます。
- 土砂災害の恐れがある区域に対し、危険を周知し、警戒避難体制を構築するなど、ソフト対策の整備のため、定期的な避難訓練の実施等を推進します。
- 潮平の地滑りの危険性がある地域では、沖縄県の区域指定、及び土砂災害防止の整備を行うよう協力していきます。
- 市街地や真壁・米須間の窪地等で発生する冠水については、近年の地球温暖化が原因であり、冠水解消に向け対策を行います。
- 災害時に家屋の倒壊等で道路が一部不通となる事態を予防するため、避難路沿道建築物に関する耐震を促進していきます。
- 老朽化している公共施設の耐震化を推進します。

- 密集市街地の修復型の住環境整備を行い、緊急車輛の通行や、災害時に避難の妨げとなる細街路を解消し、災害に強いまちづくりを行います。
- 避難路及び幹線道路は、台風被害などの防災の観点から無電柱化・電線類の地中化を促進します。
- 倒壊や災害の拡大を招く恐れのある空家等に対して、所有者等への意識啓発や相談体制の整備等を行い、管理不全のまま放置されることを防止します。
- 防災公園の整備・拡充を推進していきます。
- 防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を推進します。

(3) 防災知識の普及

行政及び防災関連機関は、市民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、災害時に沈着冷静に行動できる知識を身につけることができるよう、防災訓練等の実施、災害危険箇所の把握に努め、この結果等をもとに防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚と地域主体の自主防災組織などの充実を図ることが必要です。

そのため、地区防災計画の作成を進め、防災まちづくり活動やタイムラインの作成を支援することで、地域とのリスクコミュニケーションを推進します。

- 糸満市ホームページ、パンフレット等による防災知識の普及、様々な防災に関する情報提供を行います。
- 災害時に適切に避難できるよう、災害種別のハザードマップの周知に努めるとともに、必要に応じハザードマップを更新します。
- 災害発生時に被災現場に取り残される恐れのある独居高齢者、障がい者等を適切に避難させるための体制を整備するよう努め、要配慮者の安全を図ります。
- 行政、防災関連機関による住民への啓発活動を行います。
- 住民の自主的な防災組織の育成・支援を図ります。
- 各種資機材の整備に関する財源の確保を図ります。
- 行政と住民が一体となった防災訓練等を実施します。

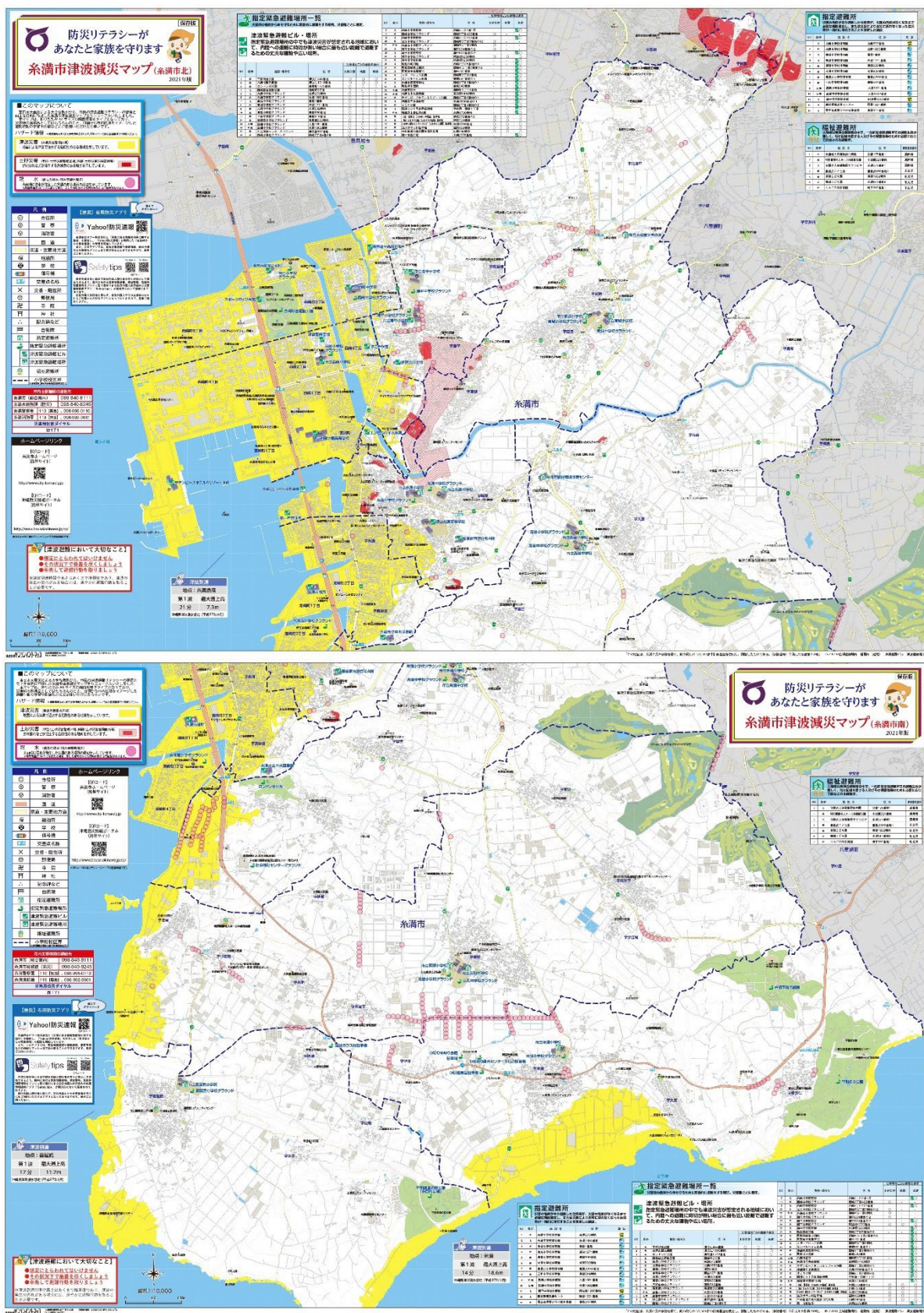


図9．糸満市津波減災マップ（2021年版）（糸満市北・南）

7. 自然環境保全及び風景づくり

(1) 基本的考え方

糸満市は平成25年に景観行政団体となり、平成26年に糸満市風景づくり計画を策定し、平成29年に一部改定を行いました。糸満市全域を景観計画区域に指定しており、3つの景観形成重点地区を指定しております。糸満市における自然環境保全及び風景づくりは、糸満市風景づくり計画に基づき取り組んでいくこととします。

(2) 整備の方針

1) 市全域

市全域として、以下の整備の方針を掲げます。

- 本市を代表する景観を有している地区を「景観形成重点地区」として適宜追加指定し、風景の保全と創出に取り組んでいきます。
- 地域に大切に受け継がれてきたり、シンボルとなっていたりする建造物や樹木を「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定し、本市の風景を構成する貴重な要素として保全していきます。
- 本市の風景づくりにおいて大きな影響を与えることが予想される公共事業に関しては、その対象施設を「景観重要公共施設」に指定し、本市の公共事業における風景づくりを先導していくこととします。景観重要公共施設として新たに指定された糸満与那原線（平和の道線）は、沖縄県と連携し、良好な景観形成を促進します。
- 大規模な公共事業以外でも景観に配慮した設計・施工が行われるように、その指針となる公共空間における景観デザインガイドラインの作成に取り組めます。
- 風景づくり表彰制度の導入や、小中学生の風景学習の実施、市民活動の活動支援等により、市民の風景づくりやまちづくりに対する意識を醸成していきます。
- 屋外広告物条例・屋外広告物に関する景観誘導指針に基づき、屋外広告物の規制・誘導等を図り、良好な風景づくりに取り組めます。

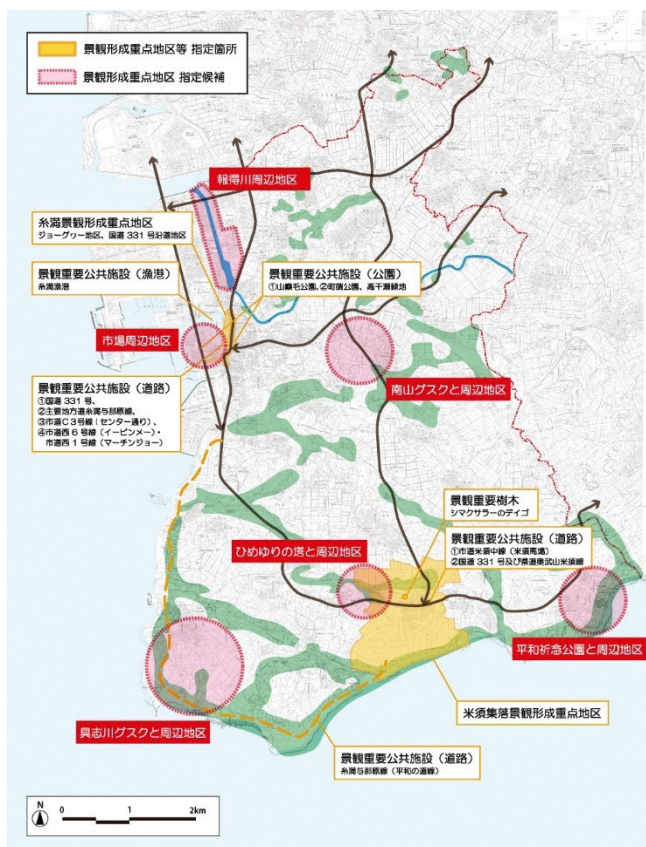


図 10. 景観形成重点地区及び指定候補

2) 市街地

糸満市の市街地は、元々は漁村・農村から発展してきたところです。残存する市街地の樹林地等は、質量ともに年々厳しい状況にあります。しかしながら、市街地の変遷過程を辛うじて今に伝える貴重な場所になっています。そのような地域の整備方針としては以下のとおりとします。

- 糸満の市街地の履歴にとって重要である白銀堂から山巔毛の丘陵地は、その保全を基本に公園・緑地等での活用を図ります。また、漁業の街を象徴する地域として、糸満市風景づくり計画に基づき、電線地中化等による眺望の確保や良好な景観形成を行います。
- 兼城から潮平に連なる丘陵地、真栄里丘陵地は、市街地と背後の田園地域を縁取る樹林地であると同時に、市街地の中でも小動物の生息地、避難地としても重要な場所で保全を基本とします。都市的な土地利用の転換には細心の配慮を行います。
- 報得川は、河川の少ない中であって貴重な水辺空間となっており、照屋グスク等の河川沿いの樹林地とともに生物多様性である空間やエコトーンとしての環境の保全をはじめ、水質浄化への取組み、河口部でのまちづくりへの位置づけ等、その保全と利活用を推進します。同時に市街地に残された水辺空間として、都市景観を構成する重要な要素としても活用を図ります。
- 兼城、潮平、照屋の集落地区に残る石垣、屋敷林、御嶽林、シーサー、湧水などの歴史、文化資源を丁寧に今後のまちづくりに活用します。
- 人工的につくられた埋立地では、海岸線、河川河口、水路、公園・広場などで、ビオトープ的な観点からの生態系の回復も重要であり、多様性のある自然環境づくりへの取組みを図ります。そして、それらの自然環境を取り入れながら風景づくり計画に基づく施策で景観形成の向上を図ります。
- 民有地における緑化推進を進め、公共の緑地空間と一体となった緑と水のネットワーク形成を推進します。



写真 39. 糸満漁港から山巔毛を望む風景

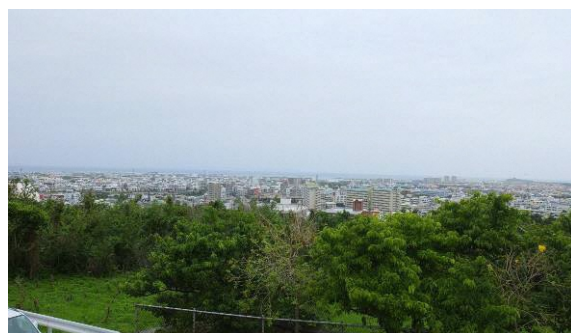


写真 40. 潮平丘陵から市街地を望む風景



写真 41. 兼城の石垣



写真 42. 字糸満のカー

3) 集落地区

糸満市の地形は、台地・小起伏丘陵・低地・リーフ(サンゴ礁)から構成されます。市域の北側は小起伏丘陵が分布し、真栄里丘陵・与座岳の南側は石灰岩堤が東西に連なり、これらの丘陵樹林地と農地が一定の配置パターンをもって自然的土地利用を成しています。また、摩文仁沿岸から喜屋武沿岸に至る海岸域一帯は、隆起サンゴ礁や海蝕崖地形とそこに発達する自然植生がみられます。これらの自然環境の保全及び景観形成の方針として以下のとおりとします。

- 農村集落環境の基盤となっている琉球石灰岩堤などの丘陵樹林地と集団農用地は、魅力ある個性的な農村づくりには欠かせない地域資源であります。今後も環境衛生に努めながら、農業生産基盤整備の促進に努めます。
- 農村集落における農家住宅や過疎化への対応を図るため、土地の利用区分を検討し、地区計画等により土地利用を誘導する枠組み、施策を整備します。
- 集落居住地区に残存する石垣、屋敷林、御獄林、湧水などの歴史・文化資源を、今後の農村集落の風景づくりに保全・活用します。
- 報得川、嘉手志川をはじめとする湧水、冠水地であるアシチャー等、河川が少ない沖縄では貴重な水辺空間であり、小動物の生息、繁殖場所として周辺地域を含めた多様な生態系が確保されるような空間づくりを目指します。
- 本地域は、全国唯一の沖縄戦跡国定公園を有し、戦跡・遺跡を多く抱えるため、摩文仁沿岸から喜屋武沿岸に至る海岸域も含め、そこでの自然環境・風致景観を今後とも保持します。そして、内陸部の樹林地とあわせて生態系の多様性の確保を目指します。



写真 43. 真壁の石垣



写真 44. 嘉手志川



写真 45. 米須スーガー



写真 46. シマクサラーのデイゴ
(景観重要樹木)



写真 47. 大度海岸



写真 48. 米須馬場

8. 福祉

(1) 基本的考え方

福祉のまちづくりに関しては、国土交通省が平成17年に制定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」、平成18年制定の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（通称バリアフリー新法、国土交通省）、平成10年に制定、平成20年に改正された「沖縄県福祉のまちづくり条例」などが法的に整備されています。

これらの制度及び「糸満ちむちむ♡さんかくプラン」等関連計画に基づき、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方のまちづくりを導入していきます。

(2) 整備の方針

1) 公共公益施設等におけるユニバーサルデザインの推進

- 官公庁舎、学校、子育て支援施設、体育館、医療施設などの公共公益施設や、商業施設など不特定多数の人々が利用する施設については、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。

2) 安全な公共空間の確保

- 道路においては、子どもや高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いす・シニアカー等の通行が容易になるようゆとりある歩道幅員の確保や段差の解消を推進します。また、公園においても、子育て世帯、高齢者や障がい者が利用しやすいようバリアフリー化を推進します。

3) 誰もが移動しやすい公共交通の確保

- 既存の公共交通の利便性の向上やデマンドバスいとちゃんminiの運行、ICTを活用したシームレスな移動環境の構築、新交通システムによる交通ネットワークの形成などにより公共交通空白地域の減少に取組み、都市部や農村部等の居住地域に関わらず子どもから高齢者まで誰もが使いやすい公共交通の確保に努めます。

4) 地域コミュニティの形成・強化

- 福祉のまちづくりを展開するには、ユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せて、人々の暮らしを支える地域コミュニティが重要となります。子育て世帯や高齢者世帯も、互いに顔の見える関係を築き、大規模自然災害等の発生時においても安心して助け合える地域福祉を支える基盤となる地域コミュニティの形成・強化に努めます。

5) 少子高齢化に対応した住環境の確保

- 福祉部門等と連携を図り、高齢者世帯や子育て世帯が安心して生活が出来る住環境の整備に努めます。

